

阿蘇くじゅう国立公園 くじゅう地域管理計画書

(環境省原案)

平成 年 月 日

九州地方環境事務所

目 次

1	管理計画区分方針	1
2	管理計画改定方針	3
3	くじゅう地域管理計画区の概要	4
(1)	自然の概要	4
(2)	利用の概要	6
(3)	地域面積	7
(4)	くじゅう地域の指定及び計画等の経緯	8
(5)	公園計画	9
4	管理の基本方針	12
(1)	保護に関する方針	12
(2)	利用に関する方針	12
5	風致景観及び自然環境の保全に関する事項	14
(1)	風致景観及び自然環境の特性	14
(2)	保全対象と保全方針	14
(3)	野生動植物等の保護管理	17
6	適正な公園利用の推進に関する事項	19
(1)	公園利用施設の整備及び維持管理	19
(2)	利用者の指導等に関する事項	19
7	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	22
(1)	許可、届出等取扱方針	22
(2)	公園事業取扱方針	28
8	地域の美化、修景に関する事項	34
(1)	美化清掃計画	34
(2)	修景緑化計画	34
9	その他	35
(1)	環境省所管地及び直轄施設の管理	35
(2)	直轄施設以外の施設管理	35
(3)	関連施策との連携	35

別添

- 1 「テニスコート取扱要領」
- 2 くじゅう地域内における修景緑化植物について
- 3 特別地域内において採取又は損傷を規制する植物

1. 管理計画区区分方針

阿蘇くじゅう国立公園を二分する景観構成及び公園管理の実態等を勘案し、行政区分を主体に次のとおり管理計画区を設定する。

管理計画区	県名	市町村名
くじゅう地域	大分県	別府市、由布市、竹田市、九重町 ^{ここのえ} 、玖珠町
阿蘇地域	熊本県	菊池市、阿蘇市、大津町、南小国町、小国町、産山 ^{うぶやま} 村、高森町、南阿蘇村

くじゅう地域管理計画区は、阿蘇くじゅう国立公園の大分県側に係る地域であり、行政区域では、別府市、由布市、竹田市、九重町及び玖珠町の3市2町にわたっている。

また、くじゅう地域管理計画区の面積は、本国立公園の総面積72,678 haの約25% (18,310 ha) を占めている。

本管理計画書は、本国立公園くじゅう地域の現状及び特性を基に、従来より行ってきた管理や指導方針を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るために作成するものである。くじゅう地域は、景観構成及び利用形態も共通していることから、効率的かつ合理的な現地管理業務を遂行するために、本管理計画書においては、くじゅう地域を一管理計画区として取扱うこととする。

2 管理計画改定方針

くじゅう地域管理計画は、昭和56年に作成、平成2年及び13年に改定され現在に至っている。

最終改定以降、生物多様性保全への対応、三位一体の改革に伴う自然公園整備の国と地方の役割分担の明確化、市町村の大規模合併等国立公園を取り巻く状況の変化があったことから、今般、次の項目を重点に所要の改定を行うこととする。

- (1) 既存の管理計画作成後における公園事業及び行為許可等の取扱方針について、現状に合わせて整理及び変更する。
- (2) 既存の管理計画作成後の整備状況、地域状況の変化に対応する。
- (3) ラムサール条約湿地の登録に伴う湿地の保全等保全対象にかかる保全方針について、地域と協働し、維持管理を行っていくことを明確にする。
- (4) 平成18年4月20日付け改正された管理計画作成要領に沿った記載内容に整理する。

3 くじゅう地域管理計画区の概況

(1) 自然の概要

項 目		概 要
自然 の 概 要	標 高	300m(別府市小倉)～1,791m(中岳)
	地 形 地 質 気 候	<p>本管理計画区は、別府温泉の背後に位置する由布鶴見地域の山岳部、九州の屋根と呼ばれるくじゅう山群及びその山麓に広がる広大な草原並びにこの草原を横断する別府阿蘇線道路(車道)(以下「やまなみハイウェイ」という。)沿線地域で構成されており、山麓部の各地に温泉が点在している。</p> <p>由布岳(1,583.3m)と鶴見岳(1,374.5m)は、両火山とも美しい山容をなしており、由布岳は豊後富士とも呼ばれている。由布岳の山麓から中腹にかけては、古くから採草、放牧及び野焼きが行われ、美しい草原景観を作り出している。</p> <p>また、湯布院から飯田高原までのやまなみハイウェイ沿線も古くから採草、放牧及び野焼きが行われ、広大な草原、杉の植林地及び畑地となっており、主要な景観要素となっている。</p> <p>くじゅう山群は、九州本島最大の山塊であり、九州最高峰の中岳(1,791.0m)を中心に久住山(1,786.5m)や大船山(1,786.2m)等のおよそ1,500m～1,800mの峰々からなり、トロイデ型火山地形として、変化のある景観を呈している。これらは今から約30万年前に始まる九重火山の活動によって形造られたものであり、熔岩円頂丘と一部の成層火山体とからできており、急峻な多くのトロイデ群がそびえる。火口や火山灰、噴出岩の堆積で形成され、くぼ地が多い。それらの多くが、豊富な湧き水や雨水によって湿地や湿原となり水辺の生物を育てている。</p> <p>くじゅう山群の北に広がる飯田高原、南に展開する久住高原は、ともに火山砕屑岩流や降下火山灰によってつくられており、傾斜のゆるい火山性裾野となっている。山麓部は、古くから採草、放牧及び野焼き等が行われ、飯田高原や久住高原等の広大な草原景観を作り出している。草原と中央部の火山体群とのコントラストは、くじゅう地域の代表的な景観である。</p> <p>また、当地域には、坊ガツル湿原、タデ原湿原、地蔵原湿原、小田の池湿原及び猪の瀬戸湿原等の学術的に貴重な湿原が発達し、平成17年11月には坊ガツル湿原とタデ原湿原がラムサール条約湿地に登録されている。</p> <p>くじゅう山群は、北西の季節風をまともに受けるため11月から4</p>

	<p>月にかけて雪が降る。3月は乾燥した晴天が多く野焼きの季節であるが、6月から7月にかけて南西からの湿った風がくじゅう山群に吹きつけ多量の雨を降らせる。標高1,000m以上で年平均3,000mm、坊ガツルでは4,000mmもの降水量がある。10月の初めには紅葉が始まり、山は冬の気配となる。</p>
動・植物	<p>標高およそ1,500m～1,800mの火山山頂帯は、冬の強い季節風や硫黄山からの火山性ガスによって、本州中部の高山帯と共通する要素が見られ、火山山頂帯では、ミヤマキリシマ、ミヤマビャクシン、コケモモ及びマイヅルソウ等にササを伴って高山に似た低木林が発達し、山腹から山麓にかけてはノリウツギ及びミズナラ等落葉広葉樹林となっている。特に大船山一帯のミヤマキリシマ群落と久住山一帯のコケモモ群落は国の天然記念物に指定されている。また、黒岳一帯はブナやオヒョウなどの多い樹林に覆われている。</p> <p>山麓部は、古くから採草、放牧及び野焼き等の管理が行われており、飯田高原や久住高原ではススキ草原が広がり、ネザサやワラビなどの多い退行草原になっている。一方、この草原には大陸系遺存植物とされるヒゴタイ、キスミレ及びエヒメアヤメ等が見られる。また、坊ガツル、タデ原、小田の池及び猪の瀬戸などの湿原には、ヌマガヤ及びサワギキョウなどが群生する貴重な植生が発達している。</p> <p>動物は、キツネ、タヌキ、イノシシ、シカ及びウサギ等の哺乳類をはじめ、カモ類、カケス、オオヨシキリ、コゲラ、イカル、カシラダカ、ムクドリ、モズ、コゲラ、ウグイス及びホオジロ等の鳥類が生息し、小田の池及び山下池は水鳥の生息地となっている。また、北方系のウラジロミドリシジミ等の高山蝶や牛の糞を餌とするコガネムシ等昆虫の仲間も多い。</p>
特記事項	<p>九州本島最高山岳地帯で、高山帯に似た火山山頂帯には本公園の景観を特徴づけるミヤマキリシマ群落が見られる。ミヤマキリシマ群落については、植生の遷移により、ノリウツギ及びアセビ等の被圧により減少傾向にある。</p> <p>火山性高原には、多くの大陸系遺存植物が生育し、多様な植物相が見られる。これらの植物を食草とする昆虫相も多様である。</p> <p>火山山頂帯や山麓高原には多くの湧水地や湿地、噴気孔があり、特有な形状と植生が発達している。</p>

(2) 利用の概要

項	目	概 要
利 用 の 概 要	利 用 の 現 状	<p>登山及びキャンプ等の自然探勝、本地域と阿蘇地域を結ぶやまなみハイウェイを中心としたドライブ利用、長者原、筋湯及び湯布院等各地に点在する温泉での保養が主な利用形態である。</p> <p>自然探勝として、由布鶴見地域は、登山や散策などの利用がなされており、鶴見岳は、ロープウェイを利用し山頂からの眺望を目的とした利用、由布岳は多くの登山者が訪れ、志高湖（約15万人）及び神楽女湖（約4.6万人）では、キャンプ等の利用がある。</p> <p>くじゅう山群は、交通の便が良く、容易に登山できることから、坊ガツル湿原への自然探勝を含め多くの利用がある。</p> <p>長者原地域は、タデ原湿原の木道を利用した散策に多くの利用が見られる。</p> <p>山岳トイレを巡る最近の状況として、快適なトイレ利用を推進するため利用者負担による維持管理、マナー向上に向けた啓発活動を実施している。</p>
年 間 利 用 者 数	年 間 利 用 者 数	<p>（平成22年度環境省自然環境局自然公園等利用者数調）</p> <p>阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域 5,874千人</p> <p>長者原集団施設地区 3,024千人</p> <p>久住高原集団施設地区 2千人</p>

(3) 地域面積

(單位 : ha)

地域・地区	国有地	公有地	私有地	合 計
特別保護地区	8 6 2	0	3 2 6	1 , 1 8 8
第 1 種特別地域	2 , 0 3 4	7	1 6 8	2 , 2 0 9
第 2 種特別地域	2 , 7 1 9	1 , 2 7 5	3 , 8 1 9	7 , 8 1 3
第 3 種特別地域	1 , 2 9 6	7 9 5	1 , 3 7 5	3 , 4 6 6
普 通 地 域	1 1 2	1 , 7 1 4	1 , 8 0 8	3 , 6 3 4
合 計	7 , 0 2 3	3 , 7 9 1	7 , 4 9 6	1 8 , 3 1 0

(4) くじゅう地域の指定及び計画等の経緯

昭和 9年12月 4日	阿蘇及びくじゅう地域が阿蘇国立公園に指定
昭和13年 5月13日	特別地域の指定
昭和28年 9月 1日	公園区域の拡張(鶴見岳周辺道路沿線)及び特別地域の 変更
昭和31年 5月 1日	公園区域の削除(高崎山地区を瀬戸内海国立公園へ編入
昭和40年 3月25日	公園区域の拡張及び削除(やまなみハイウェイ沿線)及 び特別地域(特別保護地区を含む)の変更
昭和56年12月14日	公園区域及び公園計画の変更(くじゅう・由布鶴見地域 の再検討)
昭和61年 9月10日	公園区域及び公園計画の一部変更(第1次点検)及び公 園の名称変更(公園名:阿蘇くじゅう)
平成 2年12月 1日	公園計画の一部変更(小田の池・山下池を乗入れ規制地 域に指定)
平成 4年 8月26日	公園計画の一部変更(九州自然歩道の路線変更)
平成 7年12月12日	公園区域及び公園計画の一部変更(第2次点検)
平成16年 4月21日	公園区域及び公園計画の一部変更(第3次点検)
平成17年11月 8日	坊ガツル湿原及びタデ原湿原がラムサール条約湿地に登 録「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」

(5) 公園計画

保護規制計画

(単位：ha)

地域地区 市町名		特別地域				普通地域	合計
		特保	第1種	第2種	第3種		
別府市			95	2,020		2,115	2,115
由布市			251	1,780	195	2,226	837 3,063
竹田市		1,097	1,092	1,012	1,744	4,945	1,880 6,825
玖珠郡	九重町	91	771	2,999	1,527	5,388	917 6,305
	玖珠町			2		2	2
合計		1,188	2,209	7,813	3,466	14,676	3,634 18,310

利用規制計画

小田の池・山下池においては、自然公園法第20条第3項による「車馬もしくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」規制(平成2年12月1日告示)に基づき、モーターボート等の乗り入れを禁止する。

施設計画一覧

注()内書きは事業地 — 下線は平成24年度末現在事業執行中

利用計画名	事業名
長者原集団施設地区 (九重町)	長者原園地、長者原宿舎、長者原休憩所、長者原野営場、長者原駐車場、長者原給油施設、長者原給水施設、長者原博物展示施設
久住高原集団施設地区 (竹田市)	久住高原園地、久住高原野営場、久住高原宿舎
車道	別府阿蘇線(別府市・由布市・竹田市・九重町)、志高湖線(別府市)、西の大原線(由布市)、大船山麓線(竹田市)、赤川線(竹

	田市) 久住高原線(竹田市) 久住小国線(竹田市) 田野長者原線(九重町) 長者原筋湯線(九重町) 筋湯牧ノ戸峠線(九重町) 筋湯瀬の本線(九重町) 地蔵原線(九重町)
歩道	九州自然歩道線(九重町・竹田市) 内山鶴見岳線(別府市) 猪ノ瀬戸峠線(別府市) 由布鶴見縦走線(別府市) 志高湖周回線(別府市) 黒岳白水坊ガツル線(由布市・竹田市) 由布岳西登山線(由布市) 大戸越線(竹田市) 大船山平治岳線(竹田市) 鍋割峠大船山線(竹田市) 久住山三俣山線(竹田市・九重町) 岳麓寺男池線(竹田市・由布市) 沢水稻星山線(竹田市) 赤川扇ヶ鼻線(竹田市) 赤川久住山線(竹田市) 久住山南登山線(竹田市) 長者原法華院線(九重町・竹田市) 吉部坊ガツル線(九重町・竹田市) 牧ノ戸峠法華院線(九重町・竹田市) 黒岩山泉水山線(九重町) 獺師山一目山線(九重町)
園地	扇山(別府市) 鶴見岳山頂(別府市) 猪の瀬戸峠(別府市・由布市) 猪の瀬戸(別府市) 志高湖(別府市) 城島高原(別府市) 由布岳南登山口(別府市) 黒岳男池(由布市) 白水(由布市) 狭霧台(由布市) 水分峠(由布市・九重町・玖珠町) 小田の池(由布市) 山下池(由布市) 鍋割峠(竹田市) 字見台(竹田市) 赤川(竹田市) 朝日台(九重町) 泉水山麓(九重町) タデ原(九重町) 筋湯(九重町) 牧ノ戸峠(九重町) 瀬の本北(九重町) 字見台上(竹田市) 久住山南登山口(竹田市) 地蔵原(九重町) 小松地獄(九重町) 蛇越し峠(由布市) 八丁原(九重町)
宿舎	志高湖(別府市) 城島高原(別府市) 白水(由布市) 山下池(由布市) 法華院(竹田市) 赤川(竹田市) 筋湯(九重町) 瀬の本北(九重町)
避難小屋	由布岳(別府市・由布市) 黒岳(竹田市) 大船山(竹田市) 久住山(竹田市) 久住御池(竹田市) 諏蛾守越(九重町)
野営場	志高湖(別府市) 西の大原(由布市) 白水(由布市) 山下池(由布市) 法華院(竹田市) 赤川(竹田市) 泉水山麓(九重町) 久住山南登山口(竹田市) 城島高原(別府市) 瀬の本北(九重町)
運動場	志高湖(別府市) 八丁原(九重町)

駐 車 場	筋湯（九重町） 牧ノ戸（九重町）
索道運送施設	鶴見岳線（別府市） 獺師山線（九重町）
一般自動車道	久住山南麓線（竹田市）
公衆浴場	筋湯（九重町）
ゴルフ場	扇山（別府市）

4 管理の基本方針

(1) 保護に関する方針

雄大な山岳景観を有するくじゅう山群、由布岳及び鶴見岳山麓、坊ガツルの湿原、大船山のミヤマキリシマ群落並びに久住山のコケモモ群落は、その風景を厳正に保全し、開発による自然改変を極力抑制する。ただし、主たる風景の構成要素であるミヤマキリシマ群落及びコケモモ群落については、風景の保全のため、必要に応じた管理行為を行うものとする。

やまなみハイウェイ沿線に広がる広大な草原（本管理計画において、「草原」とは半自然草原（二次草原）のことで、ススキ及びネザサ等の野生種の草本植物や小低木が優占種となった広い場所あるいはこれに発達している植物群落をいう。）は、くじゅう地域を代表する景観要素であることから、森林化を防止するための野焼き等人為的な管理を、関係機関等と協力して適切に行う。

主要な利用拠点である長者原地域は、周辺の森林及び草原と調和した風景が維持されるよう、関係機関等と協力して適切に景観管理を行う。

希少植物の盗掘が見られることから、関係機関等と協力して希少植物の盗掘防止のための巡視及び補植等を行うとともに、今後も効果的な対策を検討する。

特定外来生物指定種を始め多くの外来植物が特にタデ原や坊ガツルを中心に分布を拡大していることから、関係機関等と協力してこれらの駆除を行うとともに、工事を行う業者に対して、外来種を持ち込ませないように指導する。

(2) 利用に関する方針

利用の特性及び利用方針

くじゅう地域では、くじゅう山群や由布岳への登山を中心としたピクニック利用、九重高原などにおけるドライブが主流を占めている。本地域の利用拠点である長者原地区は自然環境に恵まれるとともに利用施設が整備されていることから自然とのふれあいを求めて多くの利用者が訪れている。

利用方針としては、適正な公園利用の推進及び自然保護に対する普及啓発を図るため、ビジターセンター、キャンプ場及び歩道等の既存施設を有効に活用するとともに、自然の特性を活かしたふれあい事業を関係機関等と協力しながら実施していくこととする。

利用施設の整備及び管理方針

山岳地域での利用が牧ノ戸峠に集中していることから、その他の登山口やルートに利用を分散させるために十分な整備、管理を適切に行うとともに、山間地から分散のための新規ルートの検討を関係機関等と協力して行う。

道路（歩道）については、路面の荒廃や付帯施設の維持管理不足が多くが見られる。

現在、事業執行されていない路線が多くあることから、関係機関と調整して事業執行を行い、登山道としての利用のレベルに応じた維持管理を行うとともに、乱立する標識等の整理を行う。

やまなみハイウェイ等の主要利用道路(車道)については、関係機関等と協力の上、通景及び安全の確保のためのスギ等の除伐を適宜行う。

利用の指導及び規制方針

山岳地域への利用は、春から秋の休日等に集中し、歩道脇の植生の踏み付け等の影響が懸念されることから、既存施設内での利用を徹底するよう関係機関と協力して指導する。

犬等のペットの連れ込み、マウンテンバイクの乗入れについては、利用者及び野生小動物への影響等様々な意見があることから、関係機関等と協力して地域利用ルールの策定を進める。

5 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1) 風致景観及び自然環境の特性

別府市の背後に位置する由布岳と鶴見岳は、美しい山容をなしており山頂部には、ミヤマキリシマ、ノリウツギ、イワカガミ等の火山山頂帯植生が見られる。由布岳の山麓から中腹にかけては、古くから採草、放牧及び野焼き等が行われ、美しい草原景観をつくりだし、エヒメアヤメ等の大陸系遺存植物が集中して生育し、猪の瀬戸は湿原植物が生育している。また、中腹から山麓には、コナラやシデ類が優勢な落葉広葉樹林が発達している。

やまなみハイウェイ沿線は、古くは草原景観を呈していたが、その後スギの植林や畑地としての土地利用が行われている。途中には山下池や湿原を擁する小田の池が見られる。

くじゅう山群は、九州本島最高峰の中岳を中心に久住山や大船山等の峰々からなり、トロイデ型火山地形として変化に富んだ景観を呈している。この雄大な山岳景観を呈する山肌は、ミヤマキリシマやコケモモの群落をはじめとする火山山頂帯植生に覆われている。また、中腹盆地の坊ガツルには湿原が存在し、山群東部に位置する黒岳にはブナ・オヒョウ等が優占種となる自然林が発達している。一方山麓部は古くからの採草・放牧・火入れ等の人為により維持されてきた広大な草原となっており本地域の主要な景観要素となっている。

(2) 保全対象と保全方針

本地域の風致景観の特性を代表し、特に風致景観に配慮すべき地域地区を次のとおり保全象として定め、保全方針に基づき風致景観及び自然環境の保全に努める。

保 全 対 象 (地域地区)	概 要	保 全 方 針
由布岳及び鶴見岳の植生 (第1種特別地域及び第2種特別地域)	別府市背後のやまなみハイウェイ沿いに位置し、秀麗な山容の山頂部は、ノリウツギ群落やミヤマキリシマ群落となっており、これに大陸系遺存植物が混生している。山麓は、野焼きによって草原景観を保ち、一部にコナラの自然林が見られる。	関係機関等と協力し、野焼きの継続により山麓から中腹にかけての草原景観の保全に努める。
猪の瀬戸湿原 (第1種特別地域)	由布岳東山麓の標高760mに位置し、湿原植生の中をやまなみハイウェイが横断している。野焼きの中止により湿原の森林化が進行している。	関係機関等と協力して、湿原植生保全のため、観光開発等による自然改変を避け、集水域を含めて保全に努める。

<p>志高潮・神楽女湖の湿地 (第2種特別地域)</p>	<p>鶴見岳南方の標高およそ600mに位置する。神楽女湖は、多くの水生及び湿地植物が繁茂し、ヒツジグサ群落やオギ群落等が見られる。湖畔には、ハナショウブが植栽されている。</p>	<p>関係機関等と協力して、湿原及び周辺環境の保全に努める。</p>
<p>やまなみハイウェイ沿線及び山麓の草原 (第2種特別地域及び第3種特別地域)</p>	<p>やまなみハイウェイ沿線及び久住高原・飯田高原の草原景観は、古くからの採草、放牧及び野焼き等の人為により維持されてきたものである。 近年、畜産業の飼育形態の変化等による草原の減少が問題となっている。</p>	<p>本公園の重要な景観要素であることから、関係機関等と協力して草原景観の保全に努める。</p>
<p>小田の池及び山下池湿原 (第1種特別地域及び第2種特別地域)</p>	<p>湯布院近くのやまなみハイウェイ沿いに位置し、スギ林やヒノキ林に囲まれている。小田の池は、標高800mの湿原であるが、北方寒冷地要素の植物が多く、特異な湿原として注目されている。小田の池及び山下池一帯は水鳥の生息地である。</p>	<p>水鳥の生息場所として重要な湿原であることから、関係機関等と協力して湿原の保護に努める。 また、周辺の山林は湿原への集水に重要な役割を果たしておりその地域の開発について充分留意する。</p>
<p><small>わいたさん</small> 涌蓋山の植生 (第1種特別地域及び第3種特別地域)</p>	<p>くじゅう山群の西端に位置し、秀麗な山容が親しまれている。山頂は、平らな自然草原になっており、草原性植生の中にミヤマキリシマが見られる。</p>	<p>関係機関等と協力して、風致の維持と植物の盗掘及び盗採防止に努める。</p>
<p>タデ原湿原の植生 (第1種特別地域及び第2種特別地域)</p>	<p>指山や三俣山からの地下水で涵養され、飯田高原最大の湿原で、山岳地域の中間湿原としてラムサール条約湿地に登録されている。 湿地植物の保護と観察を両立させるため木道が整備され、自</p>	<p>野焼きにより植生が維持されてきたことから、地元住民及び関係機関等と連携して、野焼きの継続により湿原の保護に努める。</p>

	<p>然観察路として利用されている。また、植生の維持のために野焼きが実施されている。</p>	
<p>黒岳自然林 (第1種特別地域及び第2種特別地域)</p>	<p>くじゅう山群の中で唯一山頂まで自然林に覆われた山で、登山路に沿ってオヒョウ、ブナ及びコミネカエデ林と変化し、植生分布の違いが観察できる。登山口近くに名水100選の男池がある。</p>	<p>関係機関等と協力して、自然植生の厳正な保護に努める。</p>
<p>小松地獄 (第3種特別地域)</p>	<p>自然噴気地帯で、熱湯、水蒸気及び泥土が噴出し特異な景観を呈している。ツクシテンツキ及びミズスギ等特徴的な植物が見られる。</p>	<p>関係機関等と協力して、特異な景観や特徴的な植物の保護に努める。</p>
<p>坊ガツル湿原植生 (第2種特別地域)</p>	<p>平治岳、大船山及び三俣山に囲まれた標高約1,300mの盆地状の湿原草原で、山岳地域の間湿原としてラムサール条約湿地として登録されている。</p> <p>野焼き中断等により植生が変化しつつあったが、現在は再開されている。</p> <p>また、キャンプ利用者が多いことによる踏圧で湿原植生への影響も懸念される。</p>	<p>野焼きにより植生が維持されてきたことから、地元住民及び関係機関等と連携して、野焼きの継続により湿原植生の維持に努める。</p> <p>アメリカセンダングサ等の外来種の侵入が見られることからこれらの駆除を関係機関と協力して行う。</p>
<p>くじゅう山群の火山山頂帯植物群落 (特別保護地区及び第1種特別地域)</p>	<p>くじゅう山群の山頂から山腹にかけては火山山頂帯の特徴的な植生となっており、特に「大船山ミヤマキリシマ群落」及び「九重山コケモモ群落」は国の天然記念物に指定されている。近年登山者の増加による植生破壊が危惧される。</p> <p>自然の推移により中高木が繁茂し、ミヤマキリシマが被圧さ</p>	<p>関係機関等と協力して盗掘・盗採取防止のためのパトロールを強化するとともに登山者の分散や歩道以外への立入禁止の徹底を図り、必要に応じて植生の回復を行うなどの保護に努める。</p> <p>また、ミヤマキリシマ群落への被圧木対策については、関係機関等と協力し、対象とする地</p>

	れてきている状況にある。	域を特定した上で優先順位を付けた上で除去を実施する。 害虫駆除については生態系への悪影響が懸念されることから当面は自然の遷移に委ねることとする。
火山山頂帯の池沼とその植生 (特別保護地区及び第1種特別地域)	御地、大船山御地、白口岳及び西千里付近の池沼は、火山山頂帯の標高1,600m以上にある池沼であり、付近一帯はミズゴケ類を伴う水生湿地植生が見られる優れた景観となっている。人の侵入踏圧による破壊やゴミ投棄等が懸念される。	関係機関等と協力して、立入り禁止等の措置を講じ景観の保護に努める。

(3) 野生動植物等の保護管理

以下に掲げる場合には、各主体と緊密な連携に努め、各主体の協力の下、効果的な保護管理に努める。

ア 野生動植物の保護管理

くじゅう山群を中心に、くじゅう地域には、国指定の天然記念物「大船山のミヤマキリシマ群落」及び「九重山のコケモモ群落」をはじめ、「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定した植物及び「絶滅のおそれのある野生生物」(環境省第4次レッドリスト2012(平成25年2月1日現在))が生息又は生育している。これら希少動植物等の保護及び保全を図っていくことは重要であり、当該地域での違法な捕獲、採取又は損傷等を未然に防止するため、関係機関等が連携して野生動植物の保護管理に努める。

イ 外来生物法により指定された特定外来生物の防除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に指定されている種として、くじゅう地域では、タデ原湿原周辺でオオハンゴンソウが確認され、湿地の自然景観に影響を及ぼすおそれがある。

オオハンゴンソウの駆除については、生育が確認されたタデ原湿原周辺を中心に地元観光協会やボランティアの協力を得て行っている。

在来種により微妙なバランスを維持している生態系の保全のため、地域住民に対し、外来生物の脅威と判別法の周知を進める等普及啓発に努めるとともに、関係機関等と連携した防除等を実施する。

なお、特定外来生物の防除に当たって生きたまま保管・運搬を行う場合には、事前に防除計画の確認・認定を受けることが必要である。

平成 25 年 2 月現在、特定外来生物に指定されている植物は、次のとおりである。
オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワ
ヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ（パ
ロットフェザ - ） スパルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ（ウォーターレタス）、
アゾラ・クリスタ - タ

6 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 公園利用施設の整備及び維持管理

集団施設地区

本管理計画区内の集団施設地区の整備方針は、次のとおりとする。

地区名	整備方針
長者原 集団施設地区	<ol style="list-style-type: none">くじゅう山群の主要な登山基地及びドライブ利用の興味地点であり、自然探勝利用を促進するため、ビジターセンター、観光案内所等の内容充実、ユニバーサルデザイン化、並びに展示及び標識類の多言語化を図る。宿泊施設、休憩所、園地、野営場及び駐車場等の施設規模については、利用見込者数と調和のとれたものとなるよう配慮する。
久住高原 集団施設地区	<ol style="list-style-type: none">くじゅう山群南側の利用拠点であり、自然を活用した環境教育及び広大な草原におけるハイキング等の場としての機能を確保するため、必要な施設整備を図る。整備に当たっては、建築物等は周辺環境に調和するよう規模・デザイン・色彩等を統一する。集団施設地区内の各施設を有機的に連絡する歩道及び自然探究路等環境教育の場としての整備を図る。

その他直轄事業施設

くじゅう地域の中でも特に利用の多い登山道（牧ノ戸峠法華院線、九州自然歩道線等）において、利用者の踏圧による泥粘化やガリー化が進行しており、浸食・荒廃の抑制、植生復元等、山を保全する整備を行う。整備に当たっては、「直轄国立公園事業取扱要領」（平成19年7月1日付け環自国発第070701001号自然環境局長通知）に基づき、7公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項（2）公園事業取扱方針に適合するよう配慮するものとする。

一般公共施設

国立公園の風致景観の保護に影響を与える大規模な公共施設の整備に当たっては、計画策定段階から十分な時間的余裕をもって、公共事業担当部局と事業内容の調整を図ることとする。特に、森林整備事業では、生物多様性が確保された多様な森林環境を整備するため、郷土樹種を主体とした地域固有の森林を再生する等に配慮し、森林保全事業では、火山性特殊荒廃地からの崩壊土砂の流出を防止する治山工事が実施されており、風致景観に配慮した施工に向け、関係機関との調整を図る。

(2) 利用者の指導等に関する事項

自然解説等に関する事項

ア 自然解説活動の推進

適正な公園利用を推進するため、各利用拠点において野外活動指導を行うことを目的に、事業実施体制の整備、指導者の育成等に努める。現在、長者原で実施している自然解説について、ラムサール条約登録湿地のタデ原湿原を中心に、関係者と協力し内容の充実を図る。未実施の各利用拠点においては、県、市町等の協力を求め、実施体制の構築を図るよう努める。

また、自然観察のための解説板、案内板の整備、ガイドブックの作成等利用者の自主学習の推進を図る。併せて、くじゅう地区パークボランティア、九重の自然を守る会、自然公園指導員及び公園事業従事者等の協力を得て、きめ細かな自然解説及び自然教育を行う。

イ ビジターセンターの利用、運営

長者原集団施設地区には、利用者に地域の自然を紹介、解説するとともに、適切な公園利用方法を案内する施設として、ビジターセンターが設置されており、自然情報の提供や利用案内、展示解説の一層の充実を図ることとする。

久住高原集団施設地区では、野営場管理施設を活用して、各種の情報提供を行う。

利用の規制

風致景観の保護及び適正な利用を推進する目的で、次のような利用規制を行う。規制に当たっては、土地管理者、事業執行者及び関係機関等と連携、協力し、適時適切に実施する。

ア 野営場以外での野営禁止

植生の破壊、ゴミ等の散乱、焚火による山火事等を防止する観点から、野営場以外での野営を禁止する。

イ 植生保護等のための立入り規制

ラムサール条約登録湿地である坊ガツル湿原及びタデ原湿原、その他くじゅう山群の植生保護等の必要のある区域には、制札、ロープ柵、木道等を設置し、歩道外への立入りを規制する。

ウ 車道、駐車場以外の場所への車両の乗入れ防止

土地及び道路管理者は、車道周辺の植生保護、荒廃防止の観点から、必要に応じて沿道への樹木の植栽、車止め柵等を設置する。

エ 駐車場の長期占有等の排除

公園施設の適切な管理を図るため、駐車場等での野営や長期占有を行わないよう指導する。また、長者原駐車場に関しては、協力金徴収による有人管理について検討する。

オ 火災防止対策

火災危険期の山火事防止キャンペーン等、利用者への働きかけを関係機関等と協力して行う。

利用者への安全対策

ア 登山者の安全を確保する対策として、登山届提出の励行呼びかけ、また、登山道の管理者、地元ボランティア及び関係機関等と協力して適切な巡視を実施し、利用者

へ迅速な情報提供を行い、安全確保に努める。また、登山届のあり方について、関係機関等と連携して検討を行う。

イ 直轄登山道は当面直営による巡視を行うが、今後地域全体の登山道管理に関する協議会の組織化に向けて、関係機関等と調整を行う。

7 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区

自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成22年4月1日付け環自国発第100401006号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成22年4月1日付け環自国発第100401008号)において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取 扱 方 針
<p>1 工作物 (1) 道路以外の工作物 共通</p>	<p>基本方針 やまなみハイウェイは好展望の公園利用道路で、利用者も多いことから、主要な展望地として扱い、路肩から40m以内の区域では、公益上必要な工作物、農林業用に必要な工作物、工事用仮工作物及び既存工作物の建て替え以外は原則として許可しない。また、許可する場合においても主たる展望地や公園利用施設からの展望に支障を及ぼさないよう留意すること。</p>
<p>(2) 建築物</p>	<p>基本方針 ア やまなみハイウェイ路肩からは40m以上後退させることとし、通景線、山側の斜面等の風致景観に支障を及ぼさないこと。その他の地域であっても、公園事業道路の路肩から40m以内の草原(改良草地含む、以下同じ)には、展望の妨げとなる建築物の新築及び増築は許可しない。ただし、公益上必要な建築物、農林業用に必要な建築物、工事用仮建築物及び既存建築物の建て替えについてはこの限りでない。 イ 由布岳山麓一帯の風致景観へ支障を及ぼすものは許可しない。 ウ 分譲地内の建物について、周辺が森林である場合は山小屋風のデザインのものを林の中に隠れるよう設置すること。 デザイン、色彩及び材料等 ア デザインは、単純な形態とし、草原景観を維持するため、草地内に新築する場合は平屋とすること。 イ 屋根は、切妻、寄棟又は入母屋の勾配屋根とする。ただし、母屋と同一の敷地内に建築する小規模な倉庫、小</p>

	<p>屋及び特殊な用途等の建物については、この限りではない。</p> <p>ウ 屋根の勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。</p> <p>エ 屋根の色彩は、焦げ茶色、黒色又は灰色系統とすること。</p> <p>ただし、自然素材の場合は、素地色も可とする。外壁の色彩は、茶系統（木材地色含む）、灰色系統又はクリーム系統とし、できる限り落ち着いた色彩を基調に、周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>農産物販売所は、以下の要件に適合すること。</p> <p>ア 設置者は、地元農家であること。</p> <p>イ 販売品目は、地元農産品及びその加工品に限ること。</p> <p>ウ 規模は、10㎡以下とすること。</p> <p>エ 設置位置は、自己所有地内又は耕作地で地形の改変を伴わないこと。</p> <p>オ トイレの設置がないこと。</p>
(3) 道路（車道）	<p>基本方針</p> <p>農林業及び公益上必要な道路並びに地域住民の用に供される道路で新設する以外にその目的を達せられないものを除き、既設道路の改良にとどめ、原則として新設は許可しない。</p> <p>規模線形</p> <p>幅員は、設置目的をかなえる範囲で必要最小限とし、支障木の伐採及び周辺植生への影響が最小限と認められること。</p> <p>交通安全施設</p> <p>防護柵は、ガードロープ、ガードパイプ又はガードレールとし、色彩は、焦げ茶色又は灰色とすること。ただし、災害復旧等緊急なものはこの限りでない。</p> <p>推持管理上の留意事項</p> <p>ア 沿道除草に、薬剤を使用しないよう指導する。</p> <p>イ 標識類、危険防止柵等で、老朽化又は破損したものは、速やかに補修又は更新すること。</p>
(4) 電柱	<p>基本方針</p> <p>ア 周辺の植生が草地又は低木地である場合、主要な利用施設から望見される位置における電線路の新設は地下埋設とすること。なお、既存電柱で展望の妨げとなってい</p>

	<p>るものについては、原則として単柱等連続性のない建て替えを除き地下埋設化を指導する。</p> <p>イ その他の地域で利用施設から望見される箇所での新設は、主要な展望を阻害しないこと。ただし、公益性を有し、当該地においてしかその目的を達成することが困難であると認められる場合はこの限りでない。</p> <p>ウ 電話線や電力線が並行する場合は、共架とすること。 色彩は、茶系統とするが、木柱を用いる場合は素地色も可とする。ただし、公園利用施設から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>
(5) アンテナ（家庭用の小規模なもの及び携帯電話用は除く）	<p>基本方針</p> <p>既に設置されている鶴見岳山頂部及び崩平山山頂部以外の場所では許可しない。ただし、公益上必要なものについてはこの限りでない。 色彩は、反射を抑えた灰色とすること。</p>
(6) 送電鉄塔	<p>基本方針</p> <p>草原景観の保護上の支障が大きいものは許可しない。 色彩は、反射を抑えた灰色とすること。</p>
(7) 携帯電話鉄塔	<p>基本方針</p> <p>ア 草原景観の保護上の支障が大きいものは許可しない。</p> <p>イ 樹林地内であっても利用施設等からの見え方に配慮すること。</p> <p>ウ 通信施設の乱立を避けるため、可能な限り共同設置とすること。</p> <p>エ なお、アンテナ等を既存鉄塔に付帯させる場合は、既存鉄塔の高さ（避雷針及び煙突を除く。）を超えないよう指導する。 位置、規模及び色彩等 以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 新たに大規模な土地の改変や木竹の伐採を伴うものではないこと。管理用道路を新設する場合は最小限とすること。</p> <p>イ 鉄塔は、樹林地内又は樹林地周縁とし、樹木の高さを超えないこと。ただし、建築物等に遮蔽され公園利用者から望見されない等風致上の支障がないものについては</p>

	<p>この限りでない。</p> <p>ウ 色彩は、反射を抑えた茶系統とするが、既存工作物に設置させる場合は、既存工作物との色彩バランスを考慮すること。</p>
(8) 堰堤(ダム)	<p>基本方針</p> <p>目的達成が可能な範囲で、位置、構造及び表面処理等について風致景観上の配慮をすること。</p> <p>材料及び色彩</p> <p>自然石の使用又は自然石を模した表面仕上げとし、自然石を模した表面仕上げの場合は、色彩は暗灰色とすること。ただし、公園利用施設から望見できない場所にあつては、この限りではない。</p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日国発第643号)及び「同(国有林の取扱)」(昭和48年8月15日環自企第516号)を基本として地域の風致に配慮した施業とすること。</p> <p>特に黒岳周辺及び公園事業道路路肩から40m以内においては、風致景観の保護に配慮した施業を行うこと。</p> <p>草原景観の維持</p> <p>草原景観内に開通した道路沿いに成林した樹木については、周囲の草原景観の維持のため必要最小限の範囲内で行う伐採は、風致の維持として伐採を許可すること。</p> <p>ミヤマキリシマの維持</p> <p>重要な景観要素として公園計画に記載されてる地域のミヤマキリシマ群落で、計画的に行われる支障木(被圧木、競合木等)伐採については、ミヤマキリシマ群落の維持及び保全のための必要な範囲内で森林の管理行為として伐採を許可すること。</p> <p>やまなみハイウェイ及び公園事業の道路(車道)からの展望の維持</p> <p>やまなみハイウェイ沿線で、冬季の積雪凍結の早期融解に支障である区間又は公園事業の道路(車道)で通景を維持する必要がある区間で計画的に行われる樹木の伐採は、必要な範囲内で防災又は風致の維持として伐採を許可すること。</p>

<p>3 土石の採取</p>	<p>基本方針</p> <p>地熱発電用ボーリング（地熱調査ボーリング含む。）は、国の機関及び既設地熱発電所に係るもののほか、公園区域外等からの傾斜掘削は、地表に影響のない方法によるものであること。また、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 27 日付け環自国発第 120327001 号）によること。</p>
<p>4 土地の形状変更 (1) 草地改良</p>	<p>基本方針</p> <p>ア 放牧地造成等農業目的であること。 イ 在来の草本種からなる草原景観を保全し、あわせて土砂流出を防止するために、草地改良はできる限り更新（以前に草地改良を行った場所を再耕耘し播種する）とするよう指導する。</p> <p>位置、規模及び施工方法</p> <p>ア やむを得ず新規で行う場合は、公園事業道路から望見される斜面を避けること。ただし、牧野の立地上、公園事業道路から望見されない代替地の確保が困難な場合についてはこの限りでない。 イ 公園事業道路の沿線 5 m の範囲については野草地のままとすること。 ウ ミヤマキリシマ群落や山地湿原群落等の貴重な植生等を避け、その周辺を含めて保全すること。また、やむを得ず改変を行う場合は、移植や復元を促進する措置を講じるよう指導する。 エ 区画の原地形の平均傾斜が、25 度未満であること。 オ 平均傾斜 15 ～ 25 度は、本格的な耕耘は行わず、牧草の播種に留めること。ただし、農林水産省が推進する「牧草収穫作業の機械化推進」のため、草地開発整備事業計画設計基準（平成 19 年 4 月 20 日 19 生畜第 20 号）によるもので、農林水産省の示す安全上の傾斜を考慮しながら改変が最小となるものはこの限りでない。</p>
<p>(2) 管理用道路 (未舗装)</p>	<p>基本方針</p> <p>ア 工作物を用いる場合は、工作物の（車道）の新築として取扱うこと。 イ ミヤマキリシマ群落や山地湿原群落等の貴重な植生を避け、その周辺を含めて保全すること。</p> <p>規模、位置及び線形</p> <p>ア 設置目的をかなえる範囲で必要最小限であること。</p>

	<p>イ 地形の改変の少ない線形として自然環境の保護に配慮されていること。</p> <p>ウ 支障木の伐採は最小限であること。</p> <p>修景緑化方法</p> <p>ア 元来植生のなかった場合を除いて表土保全等の手法を用いて可能な限り自生種で緑化すること。</p> <p>イ 草原については木竹の植栽は行わないこと。</p>
<p>5 広告物 (1) 営業用広告物</p>	<p>基本方針</p> <p>ア 店舗、事務所及び営業所等の敷地内において、設置目的に照らして必要と認められるものであること。(誘導標識類を除く。)</p> <p>イ 風致景観の支障を軽減するため、標識類が乱立している場合は、老朽化した既設物の撤去など整理統合し、デザイン、色彩及び形態等を統一すること。</p> <p>ウ 広告物及び誘導標識類は、その設置目的に応じ、必要最小限の規模とすること。</p> <p>エ 誘導標識類については、同一地域のものをまとめた集合看板とし、設置箇所は、車道の分岐点など必要と認められ眺望の妨げとならない箇所とすること。なお、集合看板とすることができない場合は、直近の主要車道からの出入口等で眺望の妨げにならない箇所とすること。</p> <p>オ 社名広告類(野立て看板・のぼり)の設置は許可しない。</p> <p>デザイン、材料及び色彩等</p> <p>ア デザインは簡素なものとし、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(以下「公共標識の整備指針」という。)によること。</p> <p>イ 支柱及び表示板の材料は、できる限り木材、石材等自然素材を使用すること。</p> <p>ウ 照明を用いる場合は、白色光とすること。</p> <p>エ 色彩は、原則として支柱及び文字盤は焦げ茶色、文字は白色とする。案内図には上記以外の色の使用を許可するが、必要最小限の使用とすること。</p> <p>オ 規模は、高さは2.0m以下、表示面積は2.0㎡以下を2箇所までとし、集合看板によらない誘導標識にあつては、必要最小限の高さ、表示面積とすること。</p>
<p>(2) 指導標、案内板</p>	<p>基本方針</p> <p>ア 乱立を避け、集合看板として整備するように指導する。</p>

	<p>また、既設物については維持管理に努め、老朽化したものは撤去すること。</p> <p>イ 指導標は、眺望の妨げにならないよう設置すること。 デザイン、材料及び色彩等</p> <p>ア デザインは簡素なものとし、「公共標識の整備指針」によること。</p> <p>イ 材料はできる限り木材、石材等自然素材を使用すること。</p> <p>ウ 照明は、原則として外部からのスポット照明とすること。</p> <p>エ 色彩は、原則として支柱及び文字盤は焦げ茶色、文字は白色とすること。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限とすること。</p>
6 植物の採取等・動物の捕獲等	<p>基本方針</p> <p>採取又は捕獲等する量は、当該動植物の保護を図るため、生育又は生息状況に応じて必要最小限とすること。なお、公園利用者の多い時期及び場所での採取又は捕獲等は避けること。</p>

普通地域

「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」(平成22年4月1日付け環自国発第100401010号)によるほか、の特別地域内等の行為の取扱い(規模に関するものを除く。)を参考にするとともに、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

(2) 公園事業取扱方針

公園事業決定内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成23年11月30日環自国発第111130004号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取扱方針
1 道路 (1) 車道	<p>基本方針</p> <p>本地域は、車による利用が多いため、道路沿線の修景に配慮し、適正な自動車利用が確保されるよう取扱う。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 公園利用に必要な標識のデザインは、「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針(環境庁編)(以下「整備指針」という。)」に沿ったものとし、自然素材を使用する。</p>

	<p>イ 防護柵は、できる限りガードロープ又はガードパイプとし、ガードレールを設置する場合は必要最小限とする。色彩は、焦げ茶色又は灰色とすること。</p> <p>維持管理上の留意事項</p> <p>ア 沿道の除草に、薬剤を使用しないこと。</p> <p>イ 車両からの空き缶等の投げ捨てを防止するため、利用者への啓発を図るとともに、沿道の散乱ゴミの回収に努めること。</p>
(2) 歩道	<p>基本方針</p> <p>公園利用を促進するための基幹的な施設であり、環境教育の促進に配慮し、適切に整備する。整備に当たっては、できる限り人工的な舗装は行わず、周囲の自然との一体感を持たせるようにする。なお、浸食防止のためやむを得ず施設を設ける場合も原則として、木材、石材等の自然材料を使用する。また、歩道以外への利用者の立入を防止する措置を講じる。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場及び公衆便所等の付帯施設の設置に際しては、風致と調和した規模、デザイン及び色彩とする。</p> <p>イ 標識類は、歩道の状況に合わせて整備するとともに、適正な維持管理に努め、老朽化又は破損したものは撤去又は更新すること。デザインは「整備指針」に沿ったものとし、主として自然素材を使用すること。</p> <p>管理方法</p> <p>各登山道毎に利用のレベルに応じた整備、維持管理を行う。</p>
2 宿舎	<p>基本方針</p> <p>ア 滞在型利用の促進を図るため、各地区の自然環境に調和し、地域資源を活用した魅力ある宿舎の整備を指導する。</p> <p>イ デザインについては、周辺の自然、くじゅう山群眺望対象及び周辺の建物やその他の施設との調和を考慮し、国立公園内の宿舎としてふさわしいものとする。</p> <p>規模、デザイン等</p> <p>ア 建築物の高さは、周囲の建築物の高さを考慮し、風致上支障のないものとする。なお、長者原集団施設地区については、3階建て以下とし、筋湯宿舎の高さは、25m以下とする。</p> <p>イ デザインは、単純な形態で風致と調和のとれたものとする。</p> <p>ウ 屋根の形状は、切妻、寄棟及び入母屋の勾配屋根とし、勾</p>

	<p>配は、10分の2以上10分の10以下とすること。現在陸屋根のものは、建替え等の際に上記の勾配屋根とするよう指導する。なお、同一の敷地内に建築される小規模な倉庫、小屋及び特殊な用途等の建物については、この限りではない。</p> <p>エ 屋根の色彩は、焦げ茶系統又は黒色系統とすること。ただし、自然素材の場合は、素地色も可とする。</p> <p>オ 外壁の色彩は、クリーム色系統又は茶色系統とすること。自然素材の場合は素地色も可とする。</p> <p>カ 長者原集団施設地区及び瀬の本北宿舎の建築物の壁面は、やまなみハイウェイ路肩より40m以上後退させること。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場は、風致上の支障のない範囲で、かつ利用者数に応じた適正な規模とすること。</p> <p>イ テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付環自保第138号保護管理課長通知。以下「テニスコート取扱要領」という。)別添1の第2により取扱うこと。</p> <p>ウ 従業員宿舎、倉庫、車庫等を別棟とする場合は、必要最小限の規模とするとともに、宿舎と調和のとれた外部意匠とする。汚排水処理施設は、立地条件及び利用規模に応じ適切な処理能力を備えたものとする。</p> <p>エ 標識類は、周辺と調和したデザイン、材質及び色彩とすること。</p>
<p>3 園 地</p>	<p>基本方針</p> <p>展望、自然観察、散策、休憩等当該園地の持つ機能や性格を勘案し、地形、植生、眺望等の自然条件を活かすとともに、風致景観と調和したデザイン、材質及び色彩により整備すること。</p> <p>付帯施設</p> <p>ア 駐車場は、風致上の支障のない範囲で、かつ利用者に応じた適正な規模とすること。</p> <p>イ 標識類は、施設の性格に合わせて、乱立を避け計画的な整備を図る。デザインは、「整備指針」に沿ったものとし、事業執行者は、適正な維持管理に努め、老朽化又は破損したものは、撤去又は更新すること。</p> <p>ウ 建築物の規模、デザイン等については、宿舎と同様とすること。</p> <p>エ トイレの規模は、利用者数に見合ったものとする。必要に応じてユニバ-サルデザインにより整備すること。</p>

<p>4 野営場</p>	<p>基本方針 公園利用のための健全かつ快適な野営場として、自然環境や風致景観の保全に留意し、利用者数に見合った適正な規模とすること。 付帯施設 3 - に準ずること。</p>
<p>5 休憩所</p>	<p>基本方針 ア 車道、歩道、園地等利用施設と連携し、各地区の自然環境に調和した利用者数に見合った適正な規模とすること。 イ デザインは、周辺の自然、くじゅう山群眺望対象及び周辺の建物やその他の施設との調和を考慮したものとする。 付帯施設 3 - に準ずること。</p>
<p>6 駐車場</p>	<p>基本方針 整備に当たっては、地形の改変を極力抑えること。 付帯施設 3 - -イ～エに準ずること。</p>
<p>7 運動場</p>	<p>基本方針 テニスコートについては、「テニスコート取扱要領」別添1の第1により取扱うこと。 色彩等 舗装は灰色又は茶色系統とし、フェンスの色彩は、灰色又は焦げ茶色、高さは4m以下で、かつフェンス周辺に樹木がある場合は、その樹木より低くすること。</p>
<p>8 公衆浴場</p>	<p>基本方針 公園利用者のための健全かつ快適な施設として、質の向上を図ること。 規模、デザイン等 2 - に準ずること。</p>
<p>9 避難小屋</p>	<p>基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備すること。 規模等 ア 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、</p>

	<p>風速等気象条件を考慮して可能な限り低くすること。</p> <p>イ 屋根の形状は、勾配屋根とすること。ただし、安全上の理由等から他の構造がふさわしい場合は、この限りではない。</p> <p>ウ 屋根の色彩は焦げ茶色又は黒色とすること。外壁の色彩は茶系統又は灰色系統とする。ただし、自然素材とする場合は、素地色も可とする。</p> <p>施設の維持管理 利用の安全性・快適性を確保するため適切な施設の維持管理を行う。</p>
10 博物展示施設	<p>基本方針 国立公園を訪れる利用者に対し、自然、歴史、人文、観光等に関する情報を提供する施設の充実を図るとともに、自然解説活動の拠点としての機能の充実を図ること。展示は、できる限り利用者が体感できるとともに更新が容易な展示手法によるものとし、適宜更新するものとする。</p> <p>規模、デザイン等 2 - に準ずること。</p>
11 索道運送施設	<p>基本方針 自然環境の保全に配慮した整備を行うこと。</p> <p>色彩及びデザイン等 ア 支柱及びリフトの色彩は、焦げ茶色又は灰色系統とすること。 イ 付帯建築物のデザイン等については、2 - と同様とすること。</p>
12 ゴルフ場	<p>基本方針 現況の規模を維持すること。</p> <p>付帯施設等 付帯建築物については、既存のものを超えないものとし、規模、デザイン等については、2 - に準ずること。</p>
13 給油施設	<p>基本方針 商標等の掲出は必要最小限とし、防火壁等の色彩は自然景観との調和に配慮すること。</p> <p>デザイン等 2 - に準ずること。</p>
14 給水・排水施設	<p>基本方針</p>

地区の需要に応じた施設の規模とすること。

各事業及び行為施工時の留意事項、修景及び残土処理は、以下によること。

なお、以下により工法を限定しているものについて、その工法に関連して本管理計画策定以降に開発された新工法がある場合は、以下に関わらず適宜、風致上の影響の軽減効果を個別に検討するものとする。

全事業及び行為共通	<p>ア 擁壁は、自然石又は自然石を模した表面処理を行ったものを用いること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>イ 法面は、モルタル吹付けでないこと。ただし、安全確保上やむを得ないと判断されるものであって、その周辺の風致又は景観と調和する措置として焦げ茶色、灰色等に着色又はつる性植物等により緑化されることとなっている場合は、この限りではない。</p> <p>ウ ロックネット及びロックフェンスの金属部分は、焦げ茶色、灰色又は黒色とすること。</p> <p>エ 残土は、公園区域外に搬出すること。ただし、自然公園法の許認可を受けた工事へ流用する場合はこの限りでない。</p> <p>オ 主要利用拠点又は主として公園利用に供される道路から望見される位置にある構造物及び法面、廃道敷、工作物撤去跡地は、当該地域に生育する樹木及び「修景緑化植物リスト」(別添2)記載の植物を主体に緑化すること。</p> <p>カ 土工事の施工に先だって、十分な落石防止柵等を設けることにより、敷地外への土石の崩落及び流出を防止すること。</p> <p>キ 支障木は可能な限り移植し、表土については盛土表面等に利用すること。</p> <p>ク 自然法面で落石の危険がある箇所の改修については、ロックネット(茶色又は灰色)張りとし、植生の自然回復を誘導すること。</p> <p>ケ 橋梁については、金属部分は焦げ茶色、コンクリート部分は灰色とする等、周囲と調和する色彩とすること。</p> <p>コ 野生動物の側溝転落死防止のため、できる限り皿型側溝又はスロープ付きU字溝を用いること。</p>
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8 地域の美化、修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

ゴミ持ち帰りの定着を図り、併せて美化清掃活動を推進することを計画の基本とし、関係機関との協力の下に自然公園クリーンデー、クリーン作戦等の行事を積極的に推進する。また、各施設管理者に対し施設周辺の清掃を促すとともに、利用者に対する美化意識の普及啓発に努める。

ア ゴミ箱の設置について

ゴミの回収・処理体制が整備されている地区以外には、ゴミ箱を設置しない。既設のゴミ箱で、回収・収集体制が整備されていない地区のものは、撤去する。

イ 車道沿線のゴミ対策

車道沿線の空き缶及びゴミの回収は、道路管理者の責任において実施する。また、野外活動など指導行事の機会を通じて、利用者に対する美化意識の普及啓発に努める。

(2) 修景緑化計画

緑化（森林整備として行うものを除く。）の指針は、以下のとおりとする。

ア 修景植栽

場所毎に別添2「修景緑化植物リスト」記載の樹種より選定した樹木等により行う。

イ 工事跡地の緑化又は植生復元を行う場合

特別保護地区、第1種特別地域、前記以外の地域であって極生相又はそれに近い自然植生の存する箇所については、工事施工後速やかに自生種により植生景観を復元することを目標とし、緑化基礎工事に用いる資材は、自然材料を用いる。上記以外に地域についても、自生種により植生景観の復元を図る。

9 その他

(1) 環境省所管地及び直轄施設の管理

本国立公園内の環境省所管地は、長者原集団施設地区の一部にある。環境省所管地には、博物展示施設、園地、公衆便所及び駐車場等の直轄施設が整備されている。これらの施設の軽微な補修及び清掃等の通常の維持管理は、くじゅう地区管理運営協議会の協力を得ながら適切に行う。

また、歩道等の直轄施設については、定期的な巡視等の実施により、利用者の安全確保に努める。

なお、環境省所管地の一部について使用を許可している事業者等には、国有財産使用許可書に基づき適切に使用するよう指導する。

(2) 直轄施設以外の施設管理

直轄施設以外の公園施設については、国立公園の利用施設として利用者が安全で快適に利用できるよう定期的な点検や補修等適切な管理に努めるよう各整備主体を指導する。特に公衆便所は、快適な公園利用を推進していくため維持管理の充実を図るよう指導する。

(3) 関連施策との連携

くじゅう地域における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけでなく、各種関連施策によって行われていることから、主に以下に掲げる場合には、各主体と緊密な連携に努め、各主体の協力の下、効果的な推進を図る。

文化財保護法に基づく自然保護施策

くじゅう地域にある国指定の天然記念物は、「大船山のミヤマキリシマ群落」及び「九重山のコケモモ群落」があり、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには文化財保護法に基づく許可等が必要となるので、事前に関係機関と調整する。

森林法等に基づく森林の保護施策

くじゅう山群の多くは国有林で、森林と火山性特殊荒廃地からなり、その大部分が保安林に指定されている。このため、森林の伐採、土石の採掘及び土地の形質変更の行為に制限があり、事前に関係機関と調整する。

景観法に基づく自然景観の保全施策

景観法においては、景観行政団体である県又は市町が主体的に景観計画を策定し、建築物及び広告物等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができることから、自然景観の保護と良好な景観形成の促進が一体的に行われるよう相互に連携及び調整を図る。

別添 1

○国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について

昭和57年 5月 7日 環自保第138号
各国立公園管理事務所長宛 環境庁自然保護局保護管理課長通知

改正 平成 7年 4月25日環自国第153号

今般、テニスコートを国立公園事業の運動場事業として又は宿舍事業の附帯施設として取り扱うに当たっての要領を別紙 1 のとおり定めたので、今後はこれに基づいて国立公園事業者を適正に指導されたい。

なお、地域の利用特性又は自然環境の状況等から本取扱要領によることが著しく不適当と当職が認めた場合には、この取扱要領によらないことができるものとする。

おって、この取扱要領の運用の方法等については、別紙 2 のとおりである。

○国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について

昭和57年 5月 7日 環自保第138号
都道府県自然公園主管部局長宛 環境庁自然保護局保護管理課長通知

改正 平成 7年 4月25日環自国第153号

今般、標記について別添写のとおり国立公園管理事務所長に通知したので了知されたい。

別紙 1

国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領

第 1 運動場事業としての取扱いについて

テニスコートを運動場事業として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。
- 2 テニスコートの水平投影外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。
 - ・ 公園事業たる道路その他、主として公園利用に供せられる道路の路肩 20メートル
 - ・ ・に掲げる道路以外の道路の路肩 5メートル
 - ・ 敷地境界線 5メートル
- 3 テニスコート建設に伴う土地形状変更の規模が必要最小限のものであること。

- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコート建設による土砂の流出のおそれがないものであること。
- 6 テニスコートと同面積以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるものであること。
- 7 テニスコートの周囲が当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びクラブハウス等の附帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

第2 宿舍事業の附帯施設としての取扱いについて

テニスコートを宿舍事業に附帯施設として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 当該宿舍事業が次に掲げる地域以外の地域にあること。
 - ・ 特別保護地区又は第一種特別地域
 - ・ 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、史跡名勝天然記念物等の特別な指定がなされており、又は学術調査の結果等から・に掲げる地域に準ずる取扱いが現になされ又はなされることが必要であると認められる地域
 - ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生復元の困難な地域
 - イ 野生動植物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域
 - ウ 地形・地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
 - エ すぐれた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - ・ 風景観賞、自然探勝等が利用の中心となっている地域であって、スポーツによる利用が不適当と認められる地域
- 2 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。
- 3 テニスコート建設に伴う土地形状変更の規模が、必要最小限のものであること。
- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコートを建設するに当たって、敷地内において、緑地等が次の各号のいずれかに従い確保されているものであること。
 - ・ 集団施設地区の詳細計画又は地区ごとに定められた宿舍事業取扱要領等において宿舍の建べい率が定められており、当該建べい率が20パーセント以下の地区にあつては、総施設面積（敷地内にある全ての工作物（テニスコートのほか、建築物、駐車場道路等を含む。）の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域内の宿舍の場合は40パーセント以下、第三種特別地域内の宿舍の場合は60パーセント以下であること。
 - ・ ・に掲げる地区以外の地区にあつては、テニスコートと同面積以上の土地が敷地（テニスコートが宿舍と同一の敷地内に建設される場合は当該宿舍敷地を、また宿

舎敷地以外の場所に建設される場合は当該テニスコート敷地をいう。)内に緑地として確保されるものであること。

- 6 テニスコートの面数は、宿泊収容力に見合ったものとし、宿泊収容力が100人以下の場合は、2面以下、100人を超え200人以下の場合は3面以下、200人を超え500人以下の場合は4面以下、500人を超える場合は6面以下であること。
- 7 テニスコートの周囲が、特にテニスコートの主要利用道路側を中心に当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びその附帯施設の意匠が周辺の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

別紙 2

国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領の運用の方法

- 1 削除
- 2 緑地の確保について

取扱要領第1・6及び第2・5・・・で「テニスコートと同面積以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるもの」とされているが、当該地が国有地等のように当該事業について必要最小限の土地しか使用できない等の理由により本要件を適用させることが不相当であると認められる場合は、本要件を適用するには及ばないこと。ただし、この場合においても、テニスコートの周囲に十分緑地が残されるようにする等本要件の適用による場合と同様の効果が出るよう指導すること。

別添2 くじゅう地域内における修景緑化植物について

自然は一度破壊されると、どのような努力を払っても直ぐに元に戻るものではないという性格上、展望のための見通し線確保等許容される理由のある伐採等を除いて、開発工事による自然の改変は最小限に押さえる必要がある。

一方、土工事によって裸地化される場所については、少なくともその裸地面が将来とも安定するよう緑化等の設計、施工を行う必要がある。その場合の緑化は、自然の復元力が基本であって、緑化施工はその手助けを行うべきである。これまで修景のための植物は、その地域の気象条件や、土地条件に適応したものが、安定した植生を保つばかりでなく、緑化施工後の植生遷移をスムーズに行わせる事、更に周辺の自然植生への溶け込み易さという理由から、郷土産の種が適しているとしてきた。今後ともこの考え方を基本とはするが、次の3項目について問題ないかどうかを確認することも必要である。

- (1) 景観に違和感を与えないか。
- (2) 標高及び地形地質等の土地条件や現場一帯の植生に適合しているか。
- (3) 植栽植物によって当該地一帯の植生や植物分布等に異質の状況を生じさせるおそれはないか。

確認の結果、問題がない場合に、植栽する場所を次に掲げるくじゅう地域の主要な地区から選んで、そのリストから選定した植物種、又は、現に周辺に分布する植物種により修景緑化を行うべきである。

なお、植え方等については、リストの後に掲げてある事例を参考に景観等への配慮が必要である。

「修景緑化植物リスト」

<高木及び亜高木>

落葉樹（平地及び尾根筋等）

ヤマヤナギ・ヤシャブシ・ヨグソミネバリ・カシワ・コナラ・ミズナラ・クリ・ブナ
・ヤマグワ・ホオノキ・カナクギノキ・アズキナシ・ウラジロノキ・ナナカマド・ヤマザクラ・シラキ・アオダモ・マユミ・ウリハダカエデ・コハウチワカエデ・コミネカエデ・シナノキ・コシアブラ・ハリギリ・ヤマボウシ・リョウブ・エゴノキ・オオカメノキなど

落葉樹（沢筋）

サワグルミ・アカシデ・イヌシデ・クマシデ・オヒョウ・ケヤキ・ハルニレ・ウワミズザクラ・イタヤカエデ・イロハモミジ・アワブキ・ナツツバキ・アサガラ・ニワトコ・ミズキなど

常緑樹

カヤ・モミ・シキミ・ヤブニッケイ・シロダモ

< 低木 >

落葉樹（平地及び尾根筋等）

ウツギ・コウツギ・ノリウツギ・バイカウツギ・カマツカ・コゴメウツギ・シモツケ
・ナンキン・ナナカマド・マルバハギ・ヤマハギ・ハネミイヌエンジュ・メドハギ・
コバンノキ・ヌルデ・オオコマユミ・コマユミ・ツリバナ・アキグミ・ナワシログミ
・タラノキ・ネジキ・ベニドウダン・ヤクシマホツツジ・サウフタギ・タンナサウフ
タギ・ムラサキシキブ・ヤブムラサキ・ガマズミ・コックバネウツギ・コバノガマズ
ミ・ツクシヤブウツギ・ニシキウツギ・ミヤマガマズミ・ヤマシグレなど

落葉樹（沢筋）

ネコヤナギ・アブラチャン・ケクロモジ・ガクウツギ・コガクウツギ・ヤマアジサイ
・ミツバウツギ・チドリノキ・ミヤマハハソ・コバノクロウメモドキ・ウリノキ・モ
ミジウリノキ・ケヤマウコギ・ハナイカダ・サイコクイボタ・コヤブデマリ・ヤマウ
グイスカグラなど

常緑樹

イヌガヤ・ミヤコザサ・ツルシキミ・イヌツゲ・アオキ・アセビ・ヤマツツジなど

< 草本 >

外来種はできる限り用いないようにし、自生種を利用する。自生種には、次に掲げる
種の利用が考えられる。

ススキ、トダシバ、メドハギ、シバ、ギョウギシバなど

< 植え方等について >

1 道路法面

道路整備については自然景観を損なわないものとする。やむを得ず変更する場合は、
現状に近い植生の復元に努める。

- (1) 道路を新設する場合は、既存の樹木をできる限り伐採しない。
- (2) 道路脇は自生種の草本を、その背後には低木又は亜高木を植栽する。
- (3) 道路に駐車場が接している場合は、道路境に土居（盛土）を設け、その上に低木を
植える。また、土居は自然石等で保護するのが良い。
- (4) 道路脇の法面が大きい場合は、法面を数段に分けその犬走りに低木を植えたり、自
生種の草本を移植したりする。その場合道路工事に係る表土は仮置きして、植栽土と
して使用すること。また、下部に石垣を施し、土壌の流出を防ぐことが望ましい。

2 建築物や工作物の周辺

- (1) 建築物の周辺に修景が必要な場合は、草本と低木を配置する。また、建物が引き立
つように敷地の一角に高木を配置する。
- (2) 建物等の人工物を眺望上隠す必要がある場合は、必要部分を高木か亜高木で覆うか、
又は、敷地にゆとりがある場合は盛土をして段差を作り、その段差に低木を植栽し、
遮蔽を行う。
- (3) 集団施設地区内など修景上のまとまりを表出するためには、いずれの施設も敷地の

一角に同種の植物を植栽する。

(4) 公共施設や宿泊施設は、まとまりのある低木や高木を敷地周辺に植栽する。

別添3 特別地域内において採取又は損傷を規制する植物

科 名	種名(ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、マンネンスギ
ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ
イノモトソウ	フジシダ
シノブ	シノブ
オシダ	ツクシイワヘゴ、オリヅルシダ
ウラボシ	イワオモダカ
ツチトリモチ	キュウシュウツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ
ナデシコ	オグラセンノウ、マツモト(マツモトセンノウ)、ワチガイソウ、ワダソウ
キンポウゲ	ハナカズラ(ハナヅル)、レイジンソウ、タンナトリカブト、フクジュソウ、ユキワリイチゲ、イチリンソウ、アズマイチゲ、リュウキンカ(エンコウソウを含む。)、タカネハンショウヅル、ツクシサバノオ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	ヒゴイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	タイリンアオイ(マルバカンアオイ)、クロフネサイシン、サンヨウアオイ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ベンケイソウ	アオベンケイ
ユキノシタ	ヤハズアジサイ、オオチャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ワタナベソウ、ジンジソウ、ダイモンジソウ(ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウを含む。)、クロクモソウ
バラ	シモツケソウ(アカバナシモツケソウを含む。)、イワキンバイ
カタバミ	コミヤマカタバミ
フウロソウ	イヨフウロ(シコクフウロ)、ツクシフウロ、コフウロ
スミレ	キスミレ、タチスミレ、シコクスミレ(ハコネスミレ)
セリ	ツクシゼリ(ヒナボウフウ)、ウバタケニンジン、ミツバグサ、ツクシボウフウ、
イワウメ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ(アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ
ツツジ	ヨウラクツツジ、ヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ツクシシャ

	クナゲ（ホンシャクナゲを含む。）カラムラサキツツジ（ゲンカイツツジを含む。）サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、フジツツジ、コメツツジ（チョウジ型を含む。）ツクシドウダン、シロドウダン（ベニドウダンを含む。）コケモモ
サクラソウ	サクラソウ
リンドウ	リンドウ、ハルリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、シノメソウ、イヌセンブリ、ミツガシワ
ガガイモ	ツクシガシワ
アカネ	サツマイナモリ
ハナシノブ	ハナシノブ
ムラサキ	ハイカメバソウ（ケルリソウ）
クマツツラ	トサムラサキ（ヤクシマコムラサキを含む。）
ゴマノハグサ	キュウシュウコゴメグサ、ツクシコゴメグサ、ヤマウツボ（ケヤマウツボを含む。）ツクシシオガマ、ツクシトラノオ（ヒロハトラノオ）ホソバトラノオ（ホソバヒメトラノオ）トラノオスズカケ、ツクシクガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	ヤツシロソウ、サワギキョウ、シデシャジン、キキョウ
キク	シオン、ツクシコウモリソウ、テバコモミジガサ、ミコシギク、イワギク、モリアザミ、ヒゴタイ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオモミジガサ、ホクチアザミ、ミヤコアザミ、ツクシトウヒレン、ヒメヒゴタイ、キリシマヒゴタイ、キクアザミ、タカネコウリンギク、サワオグルマ
ユリ	ケイビラン、ネバリノギラン、ヤマラッキョウ、タマボウキ、シライトソウ、キバナチゴユリ、ホソバナコバイモ、ツクシショウジョウバカマ、キスゲ（ユウスゲ）イワギボウシ、ノヒメユリ（スゲユリ）ヒメユリ、コオニユリ、ミドリヨウラク、ワニグチソウ、タマガワホトトギス、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）
ビャクブ	ヒメナベワリ
アヤメ	ノハナショウブ、エヒメアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
イネ	シマノガリヤス（キリシマノガリヤス）コメススキ
カヤツリグサ	コイワカンスゲ、ミヤマイワスゲ（ソボサンスゲ）ヌマクロボスゲ（シラカワスゲ）ヤチカ
	ワズスゲ、ツルカミカワスゲ、クジュウスゲ、オオアゼスゲ、

ラン	<p>ツクシテンツキ、ミカツキグサ、イヌノハナヒゲ、オオイヌノハナヒゲ、シズイ</p> <p>ナゴラン、ヒナラン、シラン、マメツタラン（マメラン）、ムギラン、キリシマエビネ、エビネ（タカネエビネ、ビゼンエビネを含む。）ナツエビネ、キエビネ（オオエビネ、サツマエビネ、ヒゴエビネを含む。）サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマウズラ、シュスラン、ダイサギソウ、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ササバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマザキソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、クモラン、トンボソウ、キバナノショウキラン、ショウキラン</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------